令和８年１月１５日発行

役場からの行政・地域情報

（回覧板）

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町　総務課　行政係
〒889－4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓８９９番地
電　話　0984－42－2112
ＦＡｘ　0984－42－4623
Ｅメール　soumu@town.takaharu.lg.jp

令和８年１月１５日号　【発行：総務課行政係　42-2112】

役場からのお知らせ　№184

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。
※町ホームページからもダウンロードできます。https://www.town.takaharu.lg.jp

宮崎ねんりんピック2026参加者募集について

●開 催 日　令和８年５月 17 日（日）
ミニテニス：５月 11 日（月）、ゴルフ：５月 19 日（火）
卓球バレー：５月 16 日（土）、囲碁・将棋：５月 24 日（日）
●会　　場　宮崎市・都城市・延岡市・小林市・国富町
●申込期間　令和８年２月１日（日）～３月 15 日（日）
※福祉課での受け付けは、２月 27 日（金）までの開庁日となります。
●申込方法　申込用紙へ住所、氏名、生年月日、電話等の必要事項を御記入の上、福祉課または宮崎県社会福祉協議会長寿社会推進センターへ御提出ください。
申込用紙・競技実施要項は、福祉課にあります。また、宮崎県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。
●参 加 料　500 円(参加決定後、郵便局で振り込み)
●参加資格　60 歳以上（昭和 42 年４月１日以前に生まれた方）
●ねんりんピック実施種目

○	ラージボール卓球		ソフトバレーボール		パークゴルフ
○	テニス		ミニテニス	○	水泳
○	ソフトテニス	○	弓道		卓球バレー
○	ソフトボール	○	剣道	○	ダンススポーツ
○	ゲートボール	○	太極拳	○	還暦軟式野球
○	ペタンク		四半的弓道		バドミントン
	ターゲット・バードゴルフ	○	ボウリング	○	囲碁
○	グラウンド・ゴルフ	○	ゴルフ	○	将棋
	バウンドテニス	○	サッカー	○	健康マージャン
	ミニバレーボール	○	ラグビーフットボール		

※ ○がついている種目は、第 38 回全国健康福祉祭埼玉大会の予選会を兼ねている種目です。
●お問い合わせ先　社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会長寿社会推進センター
ＴＥＬ：0985-31-9630

問	福祉課　高齢者あんしん係　☎0984-42-2581（内線：452）

移住者＆若手事業者＆若手町職員
たかはるまるごと交流会の開催について

移住者と若手事業者がお互いの存在や事業を知り、地域に根差した事業展開がさらに強まることを目的として、たかはるまるごと交流会を下記のとおり実施します。

申込みは
こちら

1　日　　時　令和８年２月５日（木）18 時 00 分から 20 時 30 分
開会式　18 時～18 時 15 分
講演会　18 時 15 分～19 時
講　師　株式会社　一平ホールディングス
代表取締役　村岡浩司氏
株式会社　ことろど
代表取締役　田鹿倫基氏
「宮崎から九州へ
～地方創生のトップランナー～」
交流会　19 時 00 分～20 時 30 分

2　場　　所　うを長

3　参 加 費　3,000 円

4　対 象 者
・移住者　町外より移住してきた方
・若手事業者　45 歳未満で事業を営んでいる事業者
45 歳未満で、町内に在住し、町外で事業を営んでいる事業者
45 歳未満で、町内に在住又は勤務しており、起業又は新規事業創出に取り組む方。
町内で勤務する女性又は、町内に在住し、町外に勤務する女性

5　申 込 み　電話又は、2 次元コードから１月 30 日（金）までにお申込みください。

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問	産業創生課　たかはる PR 係　☎0984-42-2128（内線：173）

高原町 LINE（ライン）公式アカウントの登録の御案内

高原町では、公式 LINE（ライン）アカウントを運用して、災害に係る情報やイベント情報など、さまざまな情報を発信していますので、ぜひ御活用ください。

（友達登録方法）　（QR コード）

スマートフォン等で、LINE（ライン）アプリを起動し、友だち追加画面から QR コードを読み込んでください。

または、LINE（ライン）のホーム画面から「高原町」と検索して追加することもできます。

【LINE に関するお問い合わせ】
高原町総合政策課　デジタル推進係　☎0984－42－2115

霧島ジオパーク講演会

新燃岳を考える日

２０２５年

新燃岳噴火から学ぶこと

～見つめなおす　判断の重要性・五感の大切さ～

令和8年1月26日（月）

時　間　18:00～19:30
（受付　17:30～）

場　所　高原町総合保健福祉センター
ほほえみ館
神武ホール

鹿児島大学
井村　隆介准教授

昭和 39 年生まれ。
鹿児島大学共通教育センター。
鹿児島大学理学部、東京都立大学
大学院で学ぶ。理学博士。

申込み不要・参加料無料

●お問合わせ：高原町総合政策課企画政策係
TEL:0984-42-2115/FAX:0984-42-4623/E-mail:sougou@town.takaharu.lg.jp

●主　催　：　高　原　町

●後援：国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所・宮崎県・霧島ジオパーク推進連絡協議会

町　民　各　位

令和８年１月15日

高原町長　丸山　裕次郎
（公　印　省　略）

令和８年度（令和７年分）住民税・国民健康保険税等の申告のお知らせ

★ 申告とは

令和８年１月１日現在高原町に住所のある人が、令和７年中の所得を申告するものです。
この申告は、令和８年度の町県民税、国民健康保険税等を決定するとともに、所得証明書の発行や学校、保育園、医療、福祉、公営住宅などに関する各種証明や申請をする際の基礎となる重要な行政制度です。

★ 申告期間･会場

◇ 申 告 期 間 ： **令和８年２月13日（金）から令和８年３月16日（月）まで**

◇ 申告相談会場 ： 高原町総合保健福祉センターほほえみ館 中研修室

★ 申告日程等

◇ 所得申告相談会場日程表のとおりです。混雑を避けるため指定地区の日に申告をお願いします。ただし、当日体調が優れない場合は、指定日以外の日にお越しください。

★ 住民税･国民健康保険税等の申告が必要な人および申告の際に必要なもの

裏面のフローチャート図を御覧頂き判断ください。御不明な場合はお問い合わせください。

★ 税務署から確定申告の案内通知が届いた方

確定申告の提出が必要な方は、ｅ－Ｔａｘでの税務署提出への御協力をお願いします。
※小林税務署で申告される場合は、受付期間が２月16日（月）～３月16日（月）の間となっております（税務署の会場は、当日会場で配布される『入場整理券』が必要です。またＬＩＮＥを通じたオンライン事前発行も可能です。）。

★ 申告についてのお問い合わせ

医療費控除または医療費控除の特例を申告される方や営業や農業等の申告をされる方につきましては、申告期間の前に医療費控除明細書等・収支内訳書等の作成についての相談を受け付けますので、御希望の方は事前に御連絡の上、２月４日（水）までに役場税務会計課窓口へお越し下さい。（収支内訳書の作成について事前相談をされた方でも、申告期間中にほほえみ館で申告を行わなければなりません。）。

御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

★ インボイス発行事業者となった個人事業者の方について

インボイス発行事業者となった方は確定申告又は住民税申告の他に消費税申告が必要になります。
消費税申告に関しては、小林税務署に御相談ください。

小林税務署　23-3126　※自動音声案内「２」番
高原町役場　税務会計課　課税係　42-2113

令和８年度（令和７年分）所得申告相談地区日程表

月	日	曜日	指定地区等	受　付　時　間	申告相談会場
2	13	金	南狭野区	午前9時　～　午後3時	高原町総合保健福祉センターほほえみ館（中研修室）
	16	月	鹿児山区		
	17	火	湯之元区･祓川区		
	18	水	蒲牟田区		
	19	木	花堂区･小塚区		
	20	金	上麓区		
	24	火	下麓区		
	25	水	出口区		
	26	木	上広原区		
	27	金	指定地区日に申告ができない人（全地区）		
3	2	月			
	3	火	下広原区		
	4	水	下広原区･西広原区		
	5	木	並木区		
	6	金	並木区･常盤台区		
	9	月	上後川内区･川平区		
	10	火	下後川内区		
	11	水	北狭野区･中平区		
	12	木	指定地区日に申告ができない人（全地区）		
	13	金			
	16	月			

●なるべく指定地区の日に申告をお願いします。ただし、当日御都合がつかない場合は、指定日以外の日にお越しください。「指定地区日に申告ができない人（全地区）」の日に申告者が多くなると見込まれます。
□
●申告相談会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
●入場整理券は、当日会場で配布します。
●当日入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

令和８年度（令和７年分）申告フローチャート

～あなたは申告が必要か確認してみましょう～

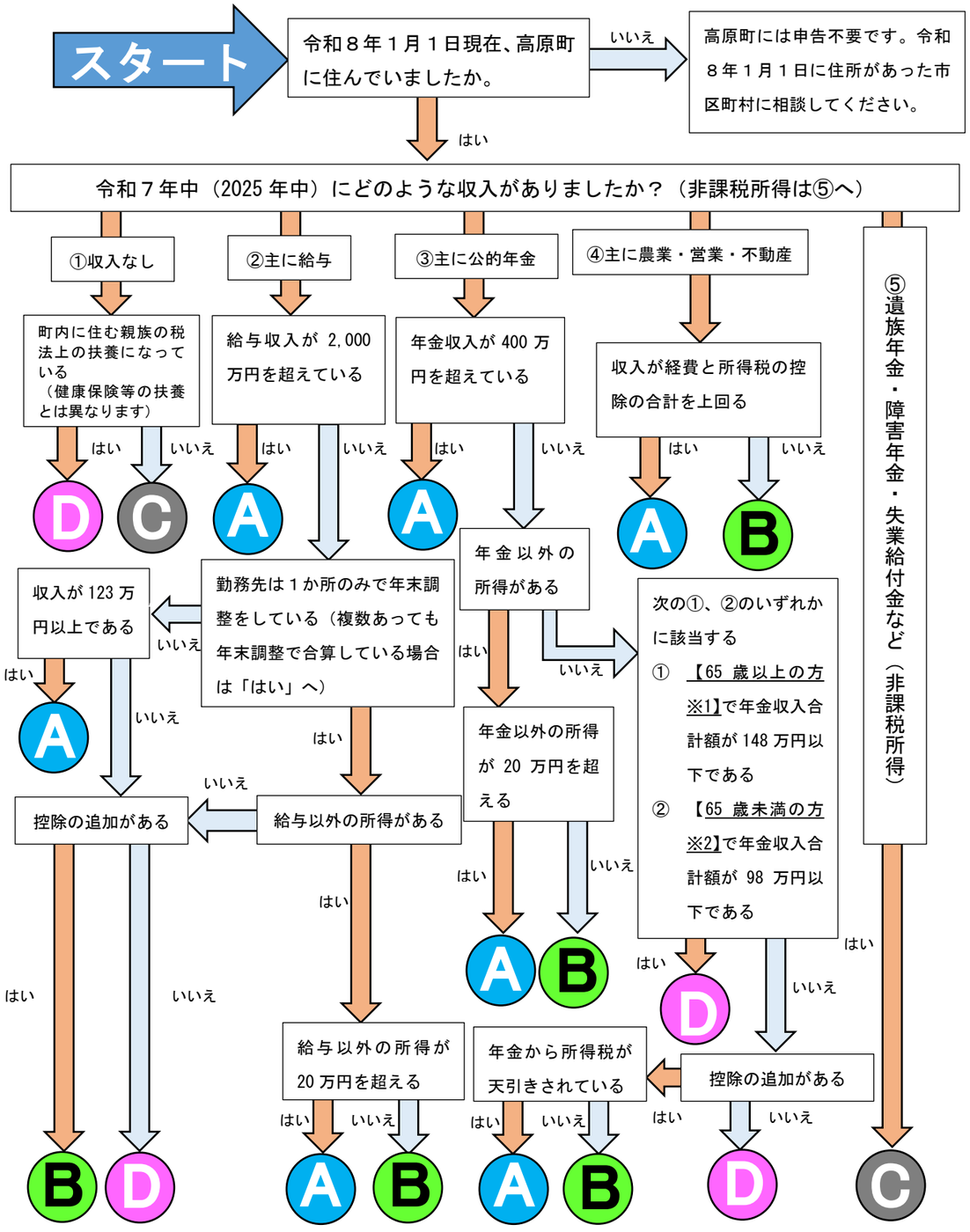

※1【65 歳以上の方】令和７年分は、昭和 36 年１月１日以前生まれ

※2【65 歳未満の方】令和７年分は、昭和 36 年１月２日以後生まれ

結果は次ページへ

判定	結果（注意事項有）	申告相談先	注意事項
A	所得税の確定申告が必要です	小林税務署 高原町税務会計課	所得税の確定申告書を提出すれば、町・県民税の申告は不要となります。確定申告書の２表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。
B	住民税（町・県民税）の申告が必要です	高原町税務会計課	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告の提出が必要となります。
C	住民税（町・県民税）の申告が必要になる場合があります	高原町税務会計課	所得・税金に関する証明書を取得する場合や、国民健康保険税の算定等に町・県民税の申告が必要になります。※収入が「０円」であっても住民税申告は必要です。ただし、高原町から「簡易申告書」が送られてきている人で、すでに提出済の方は申告不要です。
D	確定申告及び住民税（町・県民税）の申告は不要です		所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告の提出が必要となります。 ※勤務先から高原町に「給与支払報告書」が提出されている場合は、確定申告・住民税申告の必要はありません。（提出されているか不明な場合は、勤務先に確認をしてください。）

【住民税申告】　地方税である「住民税（町・県民税）」の申告です。

【確定申告】　国税である「所得税」の申告です。

申告に必要なもの

・本人確認書類（マイナンバーカード又は通知カード）
・確定申告のお知らせ（税務署から届いた方のみ）
・右の表に記載されている必要書類・持参物※１
・還付金振込口座の通帳、キャッシュカード※２

※１収支内訳書・医療費控除明細書は事前に作成してください。また、右の表に記載されているもの以外にも所得等によっては必要書類・持参物がある場合があります。御不明な場合はお問合せください。

※２印鑑は基本的に不要ですが、所得税の納付が生じた場合で口座振替を初めて希望される場合には、口座振替を希望される口座の届出印が必要となります。

対象項目	必要書類・持参物
給与・年金所得	源泉徴収票（原本）
事業所得（営業・農業） 不動産所得	収入と経費をまとめた収支内訳書
一時所得・雑所得	収入・経費がわかる書類
譲渡所得	売買契約の写し・領収書・ ※証明書等（収用等を理由に特別控除を受ける方）
社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険・国民年金等の控除証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	支払保険料の証明書
医療費控除	医療費控除明細書と保険金等の補てん金額がわかるもの

農業収入のある方へ

令和８年１月15日

高 原 町 税 務 会 計 課 長

令和７年分農業所得申告に伴う収支内訳書作成について（お願い）

日頃より本町の税行政に御理解を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、２月13日(金)から３月16日(月)までの日程で申告相談を受け付けます。農業所得は収支計算が必要ですので、この収支内訳書に**令和７年１月から12月までの収入及び支出金額**を記入し、必ず申告相談会場へ御持参いただきますようお願いいたします。

【収支内訳書の記載のしかた】

① 収入金額 ‥‥ 農業収入金額を農産物・畜産物ごとに、また交付金等は雑収入として右の表に記入してください。

② 支出金額 ‥‥ 農業支出金額（経費）を、牛に掛かった経費と牛以外（米や野菜）に掛かった経費に分けて、裏面の表に記入してください。

【申告される際に必要なもの】

① マイナンバーカード又は通知カード
② 農業所得等の事業所得を申告される方は令和７年中の収入・支出の分かるもの
- 収入証明書(販売・出荷先からの証明)、米の出荷証明書
- 領収書・通帳等(経費分) **<u>※領収書は経費科目ごとにまとめてください。</u>**
- 取引実績書(農協と取引のある場合)

③ 子牛のセリ売証（市場でもらう**緑色枠**の伝票及び農協でもらう**ピンク色枠**の伝票）
成牛のセリ払証（市場でもらう**緑色枠**の伝票）等
④ 給与・年金収入等のある方は源泉徴収票、給与明細等
⑤ 国民年金保険料控除証明書等の各種控除を受けるための証明書
⑥ 医療費控除を受ける方は、医療費控除明細書と保険金等の補てん金額がわかるもの
⑦ 通帳、キャッシュカード（所得税の納付・還付が生じた場合に必要となります）
※所得税の納付が生じ、初めて口座からの振替を希望する場合は、振替を希望される口座の<u>届出印</u>も必要となります。

【家事消費米等の基準額】 ※次の①または②のどちらかを選択してください。

① 生産者毎の出荷米の価格を基準とする場合
出荷米の平均価格を基準額とし、もみは玄米の価格×0.8として計算する。
② 令和７年産米の小林地区出荷平均価格を基準とする場合
１俵（30kg)を玄米は16,500円、もみは13,200円として計算する。

申告会場では収支内訳書の記載内容を、領収書及び農協などの取引業者が発行する取引明細書などにより確認します。**収支内訳書が記載されていない方**や、**書類が整理されていない方**は、相談の順番が後になる場合がありますので御注意ください。
なお、収支内訳書の記載内容を確認したい場合は、役場税務会計課にて事前に相談を受け付けますので、御連絡ください。

問合せ先
高原町役場　税務会計課　課税係
電話番号：0984-42-2113

収　支　内　訳　書　（農業用）

住　所			
氏　名		電話番号	

収　入　金　額

農協･市場･畜連からの販売証明書・売却証明書を持参してください。

		農畜産物の種類･名等	作付面積	販売（庭先取引を含む） 数量	販売（庭先取引を含む） 金額	家事・事業消費（贈答を含む） 数量	家事・事業消費（贈答を含む） 金額
販売 家事消費 事業消費	農産物	米	反		円		円
					円		円
					円		円
					円		円
		小　計			円		円
	畜産物	子　牛		頭	円		
		成牛（親牛）		頭	円		
					円		円
					円		円
		小　計			円		円

	各種交付金・受取共済金･市場戻し金等の収入金額を計上してください。 名　称	金　額
雑収入	経営所得安定対策交付金（米・水田活用）	円
	中山間地域等直接支払交付金	円
		円
		円
		円
	合　計	円

支　出　金　額　〔償却資産購入費〕

令和７年中に購入した10万円以上の農機具および新築・増改築した農業施設

名　称	購　入　日	購　入　金　額	補助金	備　考
	令和７年　月　日	円	有・無	
	令和７年　月　日	円	有・無	
	令和７年　月　日	円	有・無	

※ 農機具等の購入に国県･町の補助金がある場合には「有」に○し、雑収入欄に補助金名･金額を記入ください。
※ 購入した農機具等が中古品の場合は、備考欄に「中古」と記入し、購入までの使用年数を記入ください。

支 出 金 額

（単位：円）

番号	科目	経費合計	うち 米や野菜等の経費	うち 牛の経費	具体例
1	雇人費				常時雇い・臨時雇いの労賃及び賄い費　**※同一生計者への労賃・賄い費は含めないこと。**
2	小作料・賃借料				地主に支払う農地の借料、農機具の借料、農協などの施設使用料
3	減価償却費				※減価償却費については申告会場にて計算します。 **令和7年中の取得について、表面の購入資産等の御記入をお願いします。**
4	利子割引料				農業経営のための借入金等に係る利子・割引料
5	租税公課				土地・建物・償却資産の固定資産税、不動産取得税、自動車税（取得費・重量税を含む）、課税事業者として納付した消費税、印紙税、組合費等のうち**農業用の部分**
6	種苗費				水稲苗、種もみ、飼料種子、苗類、種いも等の購入費用
7	素畜費				子牛・母牛（育成・繁殖）・子豚・ひな等の取得費、人工授精（種付け）費用、登録料等、生産検査費用
8	肥料費				肥料の購入・散布費用
9	飼料費				飼料やワラの購入費用
10	農具費				取得価格が10万円未満、または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用
11	農薬・衛生費				農薬の購入費、空中防除、家畜の予防注射、家畜薬、家畜の治療費、削蹄料等
12	諸材料費				ビニール、ロープ、面、スコップ、カマ、敷き藁、おがくず、シラス等の諸材料の購入費用
13	修繕費				農機具、農業用車両、農業用建物や施設の修理に要した費用、トラック等の車検費用等**【農業に使用している割合部分のみ】**
14	動力光熱費 電気料	☆	☆	☆	電気料金 **【農業用に使用した部分】**
	動力光熱費 水道料	☆	☆	☆	水道料金 **【農業用に使用した部分】**　※肉用牛成牛1頭当たりの飲水量の目安は50ℓ／日（年間約2，700円）
	動力光熱費 燃料費等	☆	☆	☆	ガソリン・軽油・重油・混合油等の燃料費 **【農業用に使用した部分】**
	動力光熱費 計				
15	作業用衣料費				作業服・地下足袋・長靴・軍手等の購入費で**農業用の部分**
16	農業共済掛金				水稲・果樹・家畜・温室等に係る共済掛金、農業用資産に対する火災保険料、車両の保険料、野菜等の価格安定制度の掛け金等
17	荷造運賃手数料				出荷の際の袋・箱・ひも等の包装費用、運賃、農協手数料など出荷先に支払う手数料
18	土地改良費				土地改良費（経常賦課金）、水利費など
19	農作業委託料				耕運、田植え・稲刈り・籾すり乾燥、飼料収穫・梱包等の作業委託料
20	セリ市手数料				積立金と宮崎牛消費券もしくは地域負担金は除いてください。
21	雑費				農業用の費用で、上記の経費に分類しがたいもの （農業新聞、セリ市名簿等）
合計					**※生活費や表面の収入に含めない作物（家庭菜園等）を作るための支出は必要経費に含めることはできません。**

※ （経費合計） ＝ （うち 米や野菜等の経費） ＋ （うち 牛の経費） になるように記入してください。

注） 合計に「14 動力光熱費」の☆欄の金額は加算しないよう気を付けてください。

～小林税務署からのお知らせ～

税務署の確定申告会場への来場を検討されている方へ

マイナンバーカードに登録された
２つのパスワードの準備をお願いします！！

税務署の確定申告会場では、マイナンバーカードを使った e-Tax を推奨しており、マイナンバーカードに登録した２つのパスワードが必要となるため、事前に確認のうえ、申告会場にご来場ください。

２つのパスワードとは？

① 数字4桁のパスワード

② 英数字6～16文字のパスワード

「パスワードがわからない」もしくは「ロックかかった」場合

お住まいの市役所・役場で、前日までにパスワードの再設定を行ってから、税務署の申告会場にご来場ください。

パスワードが不明なままご来場された場合は、パスワードを設定後、再度ご来場いただく場合もありますのでご了承ください。

（裏面もごらんください）

ＬＩＮＥアプリによる
オンライン事前予約をお願いします！！

税務署の確定申告会場では、昨年に引き続き会場に入場いただく際は、原則、ＬＩＮＥアプリによる「オンライン事前予約」を案内しております。

「オンライン事前予約」のほか、当日配付する「入場整理券」もございますが、数に限りがあるため、「入場整理券」の配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国税庁ＬＩＮＥ
公式アカウント

ＬＩＮＥで事前予約をすれば、予約した時間に行けばいいので、わざわざ入場整理券をもらいに税務署に行く必要がありません。
※ただし、相談の状況により、ご予約の時間と前後する場合もありますことをご了承ください。

【確定申告会場について】

〈開設場所〉　小林税務署（小林市細野 243-1）

〈開設期間〉　令和8年2月16日(月)から令和8年3月16日(月)まで
（土日祝日を除く）

〈受付時間〉　午前9時から午後4時(入場整理券配付終了まで)
★LINEによる事前予約済の方はご予約の時間にお越しください。

〈お問合せ〉　小林税務署　☎ 0984-23-3126(代表)

（裏面もご覧ください）

回　覧

令和８年１月１５日

町民　各位

高原町長　丸山　裕次郎

宮崎県高等学校新人駅伝競走大会に伴う交通整理について

標記大会の開催に伴い、下記の時間内にて交通整理が実施されます。皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

記

１　日　程

令和８年２月８日（日）女子　午前１０時００分　スタート　高原町総合運動公園
男子　午前１１時３０分　スタート　小林高校前

２　通過予定時刻（コースは、下図のとおり）

フリーウェイ工業団地南口	女子	第１中継所	午前１０時１３分
	男子	第２中継所	午前１１時４５分
		第４中継所	午後０時２４分
元 岩本石油店（ガソリンスタンド）前	男子	第３中継所	午後０時９分

通過予定時刻前後（午前１０時００分～午後０時３０分）は交通渋滞が予想されます。
※状況によっては、通過時間が前後する可能性がありますので、予め御了承ください。

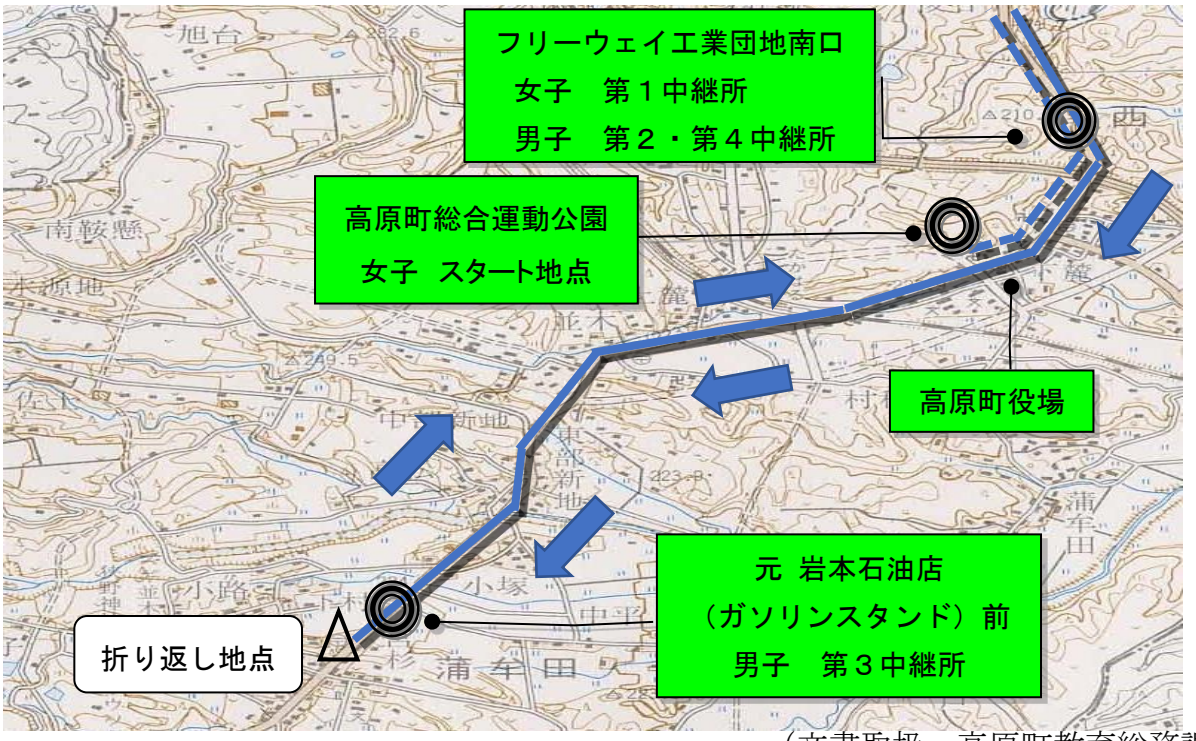

（文書取扱　高原町教育総務課）
電話番号　０９８４－４２－１４８４

高原町教育総務課社会教育係　R8．1．15発行

令和7年度　1月の生涯学習講座だより

回　覧

明けましておめでとうございます。新しい一年が学びと発見に満ちた素晴らしい年になりますよう、本年も講座を通じて応援してまいります。

1月　講座をご紹介

皇子原学園講座

※急な変更が生じる場合があります。

高原町再発見　1月20日（火）10:00～11:30　講師　教育総務課文化財係主査　吉元伸一

後川内地区の日守地下式横穴墓群を見学します。南九州で独自に発達した「地下式横穴墓」という墓制の遺跡で1998年に高原町の指定史跡となりました。教育総務課文化財係が説明します。

※バスで移動しますので、事前に申し込みが必要です。（定員25名）

生涯学習講座

御池の自然講座　1月27日（火）9:30～11:30　中央公民館

消しゴムはんこ作り　講師　御池青少年自然の家職員

11月、12月に実施した講座の様子を一部ご紹介！

「英会話講座」　講師は出川　ひろみ氏。英語に苦手意識がある方や、久しぶりに学び直したい方も安心して学べる講座です。挨拶や、自己紹介、買い物で使うフレーズ、歌など楽しく学びました。

「和細工講座」　講師は鈴木　ヒサミ氏。毎回楽しくにぎやかな時間です。今年度は一貫張り、クラフトバンドかごバッグ、かぎ針編みのクリスマスリースを作りました。手作りの味わい深い作品ができました。

「食育」　12月9日、料理研究家の杉松泰子氏を講師に迎え、野菜をふんだんに使いラタトゥイユを作りました。5班に分かれ塩以外は同じ材料で作りましたが、驚くほど異なる味わいに。彩り豊かで、素材が持つ本来の味を十分に引き出せた料理ができました。

「ふるさと再発見」　11月18日、霧島おむすび自然学校代表の壹岐博彦氏にお話いただきました。障がいのある人に学びの支援を行っている壹岐氏。支援内容は登山、シャワークライミング、フットパスなど様々。「どれも人とのつながりがなければできません」という言葉が印象的でした。

お問合せ先　高原町教育総務課社会教育係（小園・山崎）TEL:（0984）42－1484

回 覧

確定申告 無料相談のお知らせ

税理士が税理士事務所で所得税・個人消費税に関する相談に無料で応じます。
相談を希望される税理士事務所に、事前にお電話などで予約をしてください。
なお、申告書・決算書・帳簿などの作成をした場合は有料となります。

南九州税理士会　小林支部　会員名簿（五十音順）

税　理　士　名	事　務　所　所　在　地	市外局番(0984)
有　森　和　良	小林市細野４４６番地	２３－１７０３
上　野　吉　伸	小林市細野４４６番地３	２２－４７５５
采　女　和　仁	小林市細野１１８７番地１	４８－８６８７
大　萩　眞　一	小林市野尻町三ケ野山４３５４番地３	４４－３３３５
黒　木　靖　夫	えびの市大字原田 3431 番地　もみの木アパート 102 号	４８－５７５１
坂　元　隆一郎	小林市細野４７４番地１	２２－３３９４
下　野　秀　晴	小林市細野２０３６番地１２　濵田真次税理士事務所	２３－２６８５
田　中　久　春	えびの市大字岡松４１８番地２０	３７－１０１０
濵　田　真　次	小林市細野２０３６番地１２	２３－２６８５
前　原　和　明	小林市細野３５６番地１	２２－５１６１
柳　田　晴　幸	小林市真方４８８番地３	２２－２１７４
山　﨑　孝　公	小林市堤２９６２番地３　リコービル 102 号	２７－３０６７
山　下　惠　朗	えびの市大字原田７０番地１	２１－３１５５
山　田　俊　雄	小林市堤２８０８番地１	(携帯)090-9140-2518
山　本　正　一	えびの市大字向江８４６番地５	３７－０８６５

税理士には、職務上知り得た秘密を守る義務（守秘義務）が課せられていますので、安心してご相談ください。

実施期間　令和8年 **2月1日(日) ～ 2月28日(土)**
の土・日・祝日を除く平日（9時～16時）

【この文書のお問い合わせ先】
南九州税理士会小林支部　支部長　山﨑　孝公（電話 0984-27-3067）

第３５３号

地域安全ニュース　回覧

特殊詐欺・SNS型投資・ロマンス詐欺被害が急増中！

○特殊詐欺の被害状況（令和７年１１月末現在）

宮崎県	認知件数	前年同期比	被害額	前年同期比
	８７件	＋２４件	３億４，５２２万円	＋１億８，０７４万円

○SNS型投資・ロマンス詐欺被害の状況（令和７年１１月末現在）

宮崎県	認知合計		SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺
	認知件数	７０件	３６件	３４件
	被害金額	９億４，８７７万円	５億４，６０４万円	４億０，２７３万円

「自分は絶対にだまされない。」と思っていても、犯人からの電話に出ると、不安をあおられ、巧みな話術にだまされてしまいます。

被害を防ぐポイントは、「誰かに相談する」です

ニセ警察詐欺急増中！

自宅の固定電話や携帯あてに警察官を名乗り
「あなたの口座が犯罪に使われている」
「あなたの携帯電話が不正に契約された」
などと様々な理由をつけて、「資産を保護する」、「口座を調査する」などと言って、現金をだまし取ったり、振り込ませたりする詐欺の手口が増加しています。

巧妙な最新手口の実態は
○警察官役の犯人は「あなたは逮捕される」などと不安をあおったり、偽の警察手帳や逮捕状を見せてくるケースがある
○実在の警察署の電話番号になりすます
○ＬＩＮＥなどのビデオ通話で、捜査員役の犯人が姿を現し、送金を指示してくる
○自動音声ダイヤルから警察官をかたる手口が増加

警察は以下の事項をすることはありません
※ ＳＮＳで連絡すること
※ 警察手帳や逮捕状などの画像を送ること
※ 逮捕すると言って金銭を要求すること

電話で「お金」の話が出たら、詐欺

※不審な電話と思ったら一旦切って最寄りの警察署・警察相談電話＃９１１０へ

令和８年２月発行
小林地区防犯協会
電話２３－０２２９
小林警察署
電話２３－０１１０

宮崎県自転車条例

回覧

ヘルメットはあなたの命を守ります!

すべての
年齢層で
自転車乗車時の
ヘルメット着用は
努力義務
です!

自転車に乗るときは
ヘルメットを
かぶりましょう!

義　務

自転車保険加入の義務化

●自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければなりません

自転車事故の　高額賠償事例

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し歩行者が意識不明の重体となった事故

9,521万円

(平成25年7/4 神戸地方裁判所)

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率

平成30年～令和4年合計(警察庁資料より)

致死率

約2.1倍

※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

努力義務

自転車の点検整備

●自転車の点検整備を定期的に実施しましょう

宮崎県

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課　R7-No. 22（2025. 12. 26）

自転車の交通反則通告制度について

令和８年４月１日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反（反則行為）に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。

「青切符」による取締りを受ける例

～悪質・危険な違反行為～

- ○ 重大な事故に直結する違反をした場合
- ○ 違反により交通の危険を生じさせた場合
- ○ 警察官の警告に従わなかった場合

自転車の交通違反の指導取締りの流れ

交通違反の認知

- 指導警告
  例・スピードを出して歩道を通行
  ・16歳未満の者による違反
- 悪質・危険な違反行為に該当 → 検挙
  - 重大な交通違反や交通事故を起こしている場合 → 刑事手続
    重大な交通違反･･･酒酔い運転
    酒気帯び運転　など
  - 16歳以上の者による反則行為に該当する場合 → 青切符

※違反をして青切符が交付された場合、反則金を納付すると刑事手続に移行せず、起訴はされません。

青切符の対象となる交通違反と反則金（例）

自転車の交通反則通告制度や詳細な交通ルールについては、下記の二次元コードから確認できますので、こちらも確認をお願いします。

【↓交通反則通告制度↓】

宮崎県警察HP
二次元コード

携帯電話使用等
～ながら運転～
12,000円

通行区分違反
～車道の右側通行～
6,000円

指定場所一時不停止等
5,000円

信号無視（赤色等）
6,000円

軽車両乗車積載制限違反
～二人乗り等～
3,000円

並進禁止違反
3,000円

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。